

## 近世領主の「国境」認識：黒田・鍋島の脊振弁財嶽 国境争論から

田中，由利子  
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494684>

---

出版情報：比較社会文化研究. 24, pp. 65-73, 2008-09-30. 九州大学大学院比較社会文化研究科  
バージョン：  
権利関係：



# 近世領主の「国境」認識

— 黒田・鍋島の脊振弁財嶽国境争論から —

タナカ ユリコ  
田中 由利子

## はじめに

本論は国・藩境争論における領主の領域認識を脊振弁財嶽国境争論を題材として明らかにしていくことを課題とする。

近世を通じて様々な争論は絶え間がない。石高に結ばれる領域は田・畠・屋敷であり、大部分の山野河海は高に結ばれていなかったため、近世初期大名による藩境争論の対象となった地帯はほとんど山野河海であった。ここに金山・美林・豊かな漁場などが存在する場合、争論は特にあらわな対立をみせた<sup>(1)</sup>。つまり、国境争論の対象となる山野河海は田畠屋敷とはちがって多様な資源が含まれ、さまざまな用益慣行が生業や権益と深く結びついていたからである。それは土地の用益権や入会権の問題であると同時に幕藩領主の所有・支配の問題でもあり、境界領域をめぐる領主のその問題は、国境・藩境争論となって幕府の目を向けさせる要因となった。そして日本本土は、ほぼすべて何らかの所有関係に覆われるにいたった。いかなる深山幽谷も全く自然そのものではありえず、領主支配の領域内に置かれることになり、周海も各種漁場に余すところなく分けられた<sup>(2)</sup>。

近世史研究のなかでは、これまで近世初期の用水争論や入会論・新田争論については経済史的視点から捉えられることが多かった<sup>(3)</sup>。その後、近世初期の国・藩境争論の研究においては様々な視点から発表されてきた<sup>(4)</sup>。先行研究によれば、近世初期の国・藩境争論では大名が自ら訴訟の主体となる「直公事」は御法度となり幕府に提訴されるいかなる争論も「百姓公事」として受理された。つまり国・藩境争論の発端が所領を異にする村と村の争い（公儀の土地をめぐる公儀の百姓の争い）であっても、また百姓を表立てた藩同士の争いであっても、幕府はそれら国・藩境争論は全て百姓公事として扱った。そして百姓公事は近世を通じて国・藩境争論における一般的な公事形態となった。

今回はその百姓公事として元禄五年に福岡藩より提訴された脊振弁財嶽国境争論を題材として、福岡藩（領主）の「国境」認識を見ていく。

脊振弁財嶽国境争論とは天和三年（1683）の秋、福岡藩

（筑前国）早良郡板屋村、椎原村、脇山村と佐賀藩（肥前国）神崎郡久保山村の間で始まった国・藩境争論で、論所は背振山弁財嶽を含む周辺「二重平」（福岡藩側呼称）・「笹平」（佐賀藩側呼称）であった<sup>(5)</sup>。元禄五年（1692）に福岡藩より百姓公事として幕府に提訴され、元禄六年（1693）に幕府の裁定により佐賀藩の勝訴となった。争論の時期は五代将軍徳川綱吉の時代、福岡藩主は黒田綱政、佐賀藩主は鍋島光茂の治世下であった。そして、この争論の発端は従来隣接する村の百姓同士の土地争いと認識されている。しかし、この争論には三つの疑問点がある。まず一つ目の疑問点は、争論の発端が単なる百姓同士の土地争いとは考えられない点である。それはこの争論の勃発時以前での福岡藩の関与の実態が見受けられるからである。つまり、この争論の藩の関与の時期はこの争論の勃発時とされている天和三年以前ではないかという疑問点である。二つ目は福岡藩の提訴の時期である。この争論の福岡藩の幕府への提訴は元禄五年であるが、福岡藩ではかなり早い時期に提訴を意識していたのではないかという点である。三つ目はこの争論の経済的用益である。他の類似した国・藩境争論<sup>(6)</sup>と比較してもこの脊振弁財嶽国境争論には明確な経済的用益が見あたらないのである。これらの疑問点を明らかにすることによって、この脊振弁財嶽国境争論における福岡藩（領主）の「国境」についての領域認識が少なからず解明できるのではないかと考える。

しかし、福岡藩側にはこの争論についての藩政史料としての一次史料が今のところ見あたらないため史料の限界がある。分析対象とする佐賀藩側の史料も、争論後書かれたもので詳細に記されているが厳密に言えば一次史料とはいえない。佐賀藩側の認識が反映していると考えられる。分析する佐賀藩側の史料としては、「肥前背振弁財嶽境論御記録・附録」<sup>(7)</sup>と「寛元事記」「光茂公譜考補地取」<sup>(8)</sup>、また、福岡藩側では、「綱政記・宣政記」<sup>(9)</sup>と脇山院内五ヶ村を治めた脇山村の庄屋馬奈木家の文書の「馬奈木文書」<sup>(10)</sup>等を中心に考察する。

## 一、争論の発端と経緯

### (1) 二重平開発の時期

この争論の大きな流れであるが一般的に佐賀藩側の資料「御記録・附録」で認識されているのは、天和三年（1683）十月に佐賀藩多聞坊が背振山の頂上にある弁財天の祭礼の爲上宮へのぼったところ、福岡藩板屋村の村庄屋がいうには、先月、福岡藩士三人が弁財天へ参詣したおり、弁財天の堂宇が破損し建立するので心得ておくように言ったと、佐賀藩久保山村の百姓に伝えたことから争論がはじまる。佐賀藩側としては上宮弁財天は肥前のものとの認識であったため越境行為として抗議する。続いて貞享元年（1684）二月、福岡藩は背振山の南麓に位置する二重平・笹平の開発を強行しようとする。そして、貞享三年八月より両藩士間や家老間による書簡の交換があり、元禄四年（1691）六月福岡藩主黒田綱政は佐賀藩主鍋島光茂宛に幕府へ提訴する旨の書簡をおくり、光茂は「百姓の上訴であればやむを得ない」と返答する。そして、福岡藩は元禄五年（1692）七月正式に幕府へ百姓公事として提訴する。幕府は元禄六（1693）年四月二人の境目検使を派遣し、元禄六年十月裁定を下し、佐賀藩勝訴となる。以上が大まかな流れである。

では、争論の発端と経緯を福岡藩側史料「馬奈木文書」と佐賀藩側史料「御記録・附録」より見ていくと次のようになる。

「馬奈木文書」の一番最初に書いてある文書は日付は不明であるが、続く次の文書が天和四年正月廿四日となっているため先の文書はその日かそれ以前である。内容は福岡藩（筑前）の者が二重平に行った時、佐賀藩（肥前）の者五十人あまりが待ち伏せをしていた<sup>(11)</sup>。これには訳があった。つまり先ほど争論の流れで述べたように天和三年十月福岡藩の弁財天堂宇建立（背振山頂上にある）に対して佐賀藩には事の重大さが伝えられていたからである。また、この祭礼参拝の時、福岡藩板屋村庄屋は兼ねて見知合いの佐賀藩久保山村山留に二重平（笹平）を福岡藩側で開墾するので百姓を三人移住させるため下検分にきたと伝えるのである。それが以下の文書である。

天和三年十月二十四日翌二十五日弁才天祭礼ニ付、宮司多聞坊上宮へ登リケル処、筑前早良郡板屋村庄屋九右エ門咄百姓共参居、九右エ門ヨリ多聞坊へ申ケルハ、先月中旬福岡ヨリ、篠岡喜太夫伊東次兵衛四宮新三郎弁財へ被致参詣、堂破壊イタシタルヲ見及、右三人ヨリ建立スヘキ由被申候、左様心得候様ト云。多聞坊其身一人ニテハ難計衆中へ相談スヘク、取合下向シケリ。此時久保山山留藤五左衛門上宮へ参ケル処、右九右衛門其外五人兼テ見知合ケル故、互ニ会釈ノ序ニ、藤五左衛門へ咄ケルハ、篠平ニ開仕立為可申、百姓三人程

移シ可申ト存地床見合ニ、只今参タル由申ス。藤五左衛門申シケルハ、篠平ハ此方領分ノ在所ナリ。古来ヨリ弁才嶽峰限リ、境目ノ事ナレハ、篠平ハハルカ此方ノ儀ノヨシ申ケレバ、五人ノ者左様ニテハ無之、其下ヒマフリ山ニ、此以前杉有之ツルヲ、久保山ヨリ伐被申タルヲ板屋村ヨリ咎メ、其後板屋村ニ取タル由申伝フ。曾テ左様ニテ無之ト云。其節藤五左衛門左様ニテハ有間敷、右在所ハ、肥前ノ内、無其紛由、取合立別レケリ<sup>(12)</sup>（後略）

このように、福岡藩では天和三年十月以前にすでに二重平開発が決定していたことがわかる。また、二重平開発は貞享三年より十三年前に福岡藩側では損耗を理由に開発計画があったという噂もあった<sup>(13)</sup>。

以上より従来この争論は福岡藩と佐賀藩の隣接する村民が主体的に争論を起こしたと言われているがそうとは考えられない。また、福岡藩の二重平開発計画はこの争論の勃発時とされる天和三年以前からであることが明らかである。

ここで、背振山頂上にある弁財天堂建立の問題と二重平開発における問題はいささか分離しているように見受けられるが福岡藩にとっては同一問題であった。例えば、福岡藩が早良郡板屋村の南麓に面する二重平を自領とすると、当然板屋村と二重平の中間に位置する背振山は福岡藩の自領となるわけである。また、弁財天の祀ってある背振山の山頂は、古来からの背振山信仰のうえで上宮と呼ばれていた。この背振山信仰は中世においては隆盛を極め、背振山上宮東門寺<sup>(14)</sup>の寺領は肥前をはじめ筑前早良郡脇山一帯及び筑後までも広がっていた。そして、背振山東門寺はその広大な寺領において領主的役割を果たしていた<sup>(15)</sup>。そのような歴史的経緯の中、福岡藩にとって背振山頂上にある弁財天堂は当然自領認識の範疇にあり、背振山より南麓の二重平も自領という認識のもと論所となるわけである。

### (2) 両藩の主張

前述したように福岡藩側ではこの争論についての記録が一切見あたらない。佐賀藩では勝訴した理由からか争論の詳細な記録が残されている。佐賀藩側の記録の中にある福岡藩の提訴状より福岡藩の主張をみていくと大まかには次の三つになる。一つ目は二重平が新たな開拓地であること。次がこの論所の中には牛宮谷、花ノ木原、魚釣谷が含まれていて、ここでは先祖以来炭焼きをしていたこと。三つ目は三渡瀬、立岩、唐船岩が国境であること<sup>(16)</sup>であった。また、福岡藩側では原田少尉の時分に「早良郡内、西は一の鳥居、北は鷲ヶ嶽、東は九千部嶽、南は三渡瀬まで寄進があった」と板屋村は主張した<sup>(17)</sup>。しかし、これは弘安の役（1281）の功績により大宰大監に任じられた原田種房の「筑

前国早良郡之内横山原〇種房所望令開発号横山六十参町」  
 (「修学院文書」<sup>(18)</sup>)を寄進したことであり、その場所は横山一帯と背振山上宮東門寺堂等であった。一方佐賀藩側の主張は背振山上宮嶽、唐船岩、三渡立岩(三渡瀬、立岩)は肥前の領分で、元来境界線は「北山一通峰分ニ、相極候峰を限りニ」峰切が本来であり、小早川隆景の時、背振山、山之峰之筋を国境と決められた<sup>(19)</sup>ことであった。

以上を整理すると論所上宮弁財天を含む二重平(筑前呼称)・笹平(肥前呼称)をめぐる、福岡藩側の主張は唐船岩より二重平(笹平)を横切り、三渡瀬から小川内南東部の立岩を結ぶ線までが福岡藩の領域であるとする。また、それは中世からの領地継続であることを主張した。佐賀藩側では豊臣秀吉の時代、小早川隆景の時の国境・藩境は「峰切り」「谷切り」であった慣習を持ち出し、福岡藩側の主張は山の半腹を横切り、谷川の流れる所を横切っているのは慣習法ではなく、唐船岩より上宮弁財天東部の高障子までは屋根が国境界であり、小川内は古くより佐賀藩領であると主張し、中世からの慣習法を全面に出したものであった。

では何故福岡藩は提訴したのかその根拠を次ぎにみていく。

## 二、福岡藩提訴の根拠

### (1) 国絵図作成命令

そもそも藩境争論が起こる背景には幕府の国絵図提出命令があった事は看過できない。杉本氏は「一六・一七世紀を通じて山野河海領域をも含め自己の領有権の拡充を進めてきた幕府が、それを明確な全国政権としての自覚のもとに元禄国絵図事業のうえで、論所裁判権の編成という観点から全国的な土地掌握を目指した<sup>(20)</sup>」と述べた。

国絵図に関しては、この脊振弁財嶽国境争論において福岡藩敗訴の要因の一つが正保の国絵図であった。正保四年公儀への提出の福岡藩の国絵図には背振山という名称は勿論、上宮弁財天堂も記載はなかった。しかし、佐賀藩の正保の国絵図には論所である背振山の位置に上宮嶽と記載されていた。川村氏は「境界争論に際しては、国絵図が公的証拠資料としての重要な役割を果たすことが多い」としている<sup>(21)</sup>。そして、国・藩境争論が頻発するのは正保国絵図の後と元禄国絵図作成の前後<sup>(22)</sup>である。その理由は、幕府は正保の国絵図提出時、他藩との争論の未解決の論地については、絵図面に「論所」あるいは「論地」と記載することを命じたが、元禄の国絵図改訂では隣国との相互国境確認が義務づけられ境界を確定することが原則であった<sup>(23)</sup>。そのため元禄の国絵図提出前後、全国で多くの論所を表面化させることとなった。

### (2) 福岡藩の歴史的認識

福岡藩のこの境界に対する認識は歴史的認識に基づくものであった。例えば前述の原田種房の寄進により背振山上宮弁財嶽を含む二重平は自国のものと認識していた。その一つは糸山貞幹が集めた資料集「肥前国官社記上」<sup>(24)</sup>にある天正十一年の境争論時の記録である。

天正十一年筑前板屋岳ノ西南境ヲ論ジテ肥前三根神埼両郡ノ郷民ト原田領ノ郷人及相論事聞ユルニ依テ高祖ヨリ石井備中鬼木清甫波多江丹後三百余人ニテ登山ス竜造寺方ヨリ執行越前大田左衛門登山シテ境ヲ政メ郷人双方和解セシム証文以下執行鬼木ニ預ル昔ノ国境ハクビリ立岩花木原二重平三ツ渡魚釣谷立石唐船シヤブ頭ナリ是原田氏ノ時ニ改メシ境ナルヘシ<sup>(25)</sup>

ここには、二重平は福岡藩の所領と書かれていた。また、前述したように、福岡藩では背振山は中世からの背振山信仰により「筑前国背振山」と認識していた<sup>(26)</sup>。

### (3) 福岡藩有識者の国境に対する見解と行動

この争論において、福岡藩儒家であり藩士であった貝原益軒と宗像神社祠官深田民部は貞享より藩命で福岡藩に有利な証拠収集をしていた可能性がある。その行動を両人の日記より見ていく。貝原益軒は福岡藩側の裁判関係者江戸上りの際、貝原久兵衛として名を連ね、深田民部は幕府提訴状に名を連ねていた。

「益軒史料」<sup>(27)</sup>の中の「益軒日記」より脊振弁財嶽国境争論と関係のある項目だけ抜き出して見ると、益軒は貞享元年「有往江戸命」、「公命ニヨリ東行」として江戸・京都へ行く。日記の始まりである延宝七年より貞享元年までの五年間一度も江戸・京都へ行っていないにも関わらず、益軒はこの年二度も藩命で江戸・京都に行っている。江戸・京都行きと争論の勃発時が微妙に重なる点に注目したい。提訴を前提とした証拠(背振山が筑前国所有と書かれた書物)収集も藩命の一つかとも思われる。また、貞享二年六月十九日には、この争論との関係は無いかも知れないが、「国中社寺舊文書多来予検閲」とある。また、貞享四年にはこの争論が本格化した模様で、そのことが次ぎの史料でわかる。

貞享四年五月二日 依背振山之事 自是連三日出ル公所。九月四日 往公所有背振山之令〇。十二月廿一日 往久野四兵衛因背振山之事。同月廿七日 登本城因背振山之事、同日直往幸臣立花重親家及暮而帰、亦因背振山之事<sup>(28)</sup>

そして、元禄元年正月より益軒は公所へ連日行き、七月再び京都へ行く。

元禄元年 正月十一日 夜往久野四兵衛(中老四千五百石)・立花勘左衛門(納戸頭・証拠判千三百五十石)

在座 因上宮之事。正月十七日 因背振山之事詣 公所。同月十八日 因背振山之事詣 公所。同月十九日 因背振山之事詣 公所。七月十二日 今日船到ル若松 暮上船。八月朔日 卯時刻尔伏見 午後入京。(中略) 十月十三日 往玄育告八幡寶庫記・背振山之事。(中略) 元禄三年 九月八日 往村山角左衛門(郡奉行八百石) 見背振山圖<sup>(29)</sup>。

元禄二年の正月は閏月であったので今回の京都行きは十ヶ月以上の長旅であった。京都では益軒は藩命を受け様々な場所へ行き(竹生島にも行っている)、様々な人に会ったり、連日のように本屋へも行っている。そして、十月十三日、玄育(どういう人物が比定できない)より八幡寶庫記に背振山の事が記載されていたことを告げられる。また、元禄三年には背振山の絵図も確認している模様である。

以上のように、先に述べた福岡藩より佐賀藩への提訴の通知は元禄四年六月であるにもかかわらず、福岡藩では、貞享元年か、遅くとも貞享四年には確実に提訴の準備をしていたと考えられる。これはこの争論の勃発時とされる年の翌年である。

次ぎに深田民部の書いた日記「貞享四年ヨリ元禄五年迄背振山上宮出入ニ付深田民部京・江戸其外所々ニ被差立候往来日記写」<sup>(30)</sup>を見ていくと、福岡藩の提訴に向けた動向が更に明らかになってくる。

深田民部の佐賀藩神崎郡の脊振山霊仙寺五戒坊行きは以下のようになっている。

貞享四卯年五月六日、立花勘左衛門殿、村山角左衛門殿、吉田太郎左衛門殿ヨリ被仰渡候者、肥前国神崎郡、背振山霊仙寺十坊之内、五戒坊江罷越、一山之縁起有無之儀、其外諸所棟札相調子写取、撞鐘之銘等写取、尚又先代彼山ニ仁秀法印と云出家有之候由来承合被仰付候(中略) 同七日、薪角左衛門殿ヨリ御銀子貳百目御渡候<sup>(31)</sup>。

このように、深田民部の神崎行きは藩命(立花勘左衛門は元禄期五千石の中老、村山角左衛門は元禄期千三百石郡奉行他)であった。この神崎行きの最大の目的は仁秀についての情報収集であった。それは中世に遡る。仁秀は比叡山の僧であった。天正六年(1578)の「宗像第一宮造営置札」によると、宗像氏貞は思いがけず比叡山から来訪した仁秀に帰依し神道の一流を受けた上、鎮国寺の住持に任じ同年一宮再建の供養会にも参加させたという。永禄十年(1567)宗像氏貞は神職の序列を示す官位のうち中納言に任官してほしいと朝廷に申請し、その事は吉田兼右にも伝えられた。その時の官位の申請について仁秀が宗像氏貞に宛てた書状があり、その書状より仁秀が吉田兼右に仲介したことも明らかであった<sup>(32)</sup>。

そういう訳でこの仁秀が背振山中宮(霊仙寺)五戒坊ま

たは中宮の他の坊にいたことが証明されれば、この地にある背振山中宮と宗像神社との関連性ができ、脊振弁財嶽国境争論における福岡藩側の有力な証拠となり、論所である二重平が福岡藩領となる可能性は高くなるのである。しかし、結果的にはこの仁秀は背振山中宮水上坊の仁周とは別人であった<sup>(33)</sup>。だが、この時点では、福岡藩側では宗像神社と背振山中宮(霊仙寺)との接点を見いだす為に深田民部を肥前へ遣わすのである。その後同月十六日、民部は中国地方へ調査に行き、同年の貞享四年十一月には京都へ調査に行くよう福岡藩より命じられる。

貞享四卯年十一月京都江被指遣候覚、同三日、立花勘左衛門殿ニ・京都江罷越候様被仰付候、同四日、吉田太郎左衛門殿ニ・御銀子五百目請取、永田五左衛門組足立孫四郎申者をも御付被成候、吉田鞆負方ハ御小人原田二郎と云者□付参(中略) 同廿六日、六角堂之前、針尾九兵衛処ニ竹生嶋、吉祥院参□□付立会七弁財天と申事有無之詮議致候(中略) 同年六月四日、京中之弁才天堂尚又古跡改、八日迄古跡一見聞合<sup>(34)</sup>。

京都では、七弁財天の有無を調査し結果は四弁財天はあるが「七弁財天不存由書付取」であった。弁財天が「筑前背振山弁財天」と書かれたもの(筑前と弁財天の関わり)を探していると考えられる。そして京都市の結果は以下であった。

貞享四年十二月九日の項

同九日、鞆負事民部旅宿ニ参、唯今迄相□□□□堂上□前國背振山ニ□□□有之書物数多見申候、背振之神名見當り不申候、万里ノ大納言殿ニ頼上置候間吉田殿・神名書付□申□□候礼銀出申様ニ可致哉、左候ハ、十郎左衛門殿江申断請合之手形取申様仕候得かし、吉田殿方埒明候刻、此方之首尾違候而ハ不浅由申ニ付、民部書付いたし鞆負ニ渡ス

筑前国背振山神社

何ノ尊、

近代弁財天と号ス、

右舊記相改無相違候、

貞享四年十二月 日 占部兼連御朱印、

右之通吉田殿・御書付御座拙者ニ御渡候ハ、

銀拾枚相渡可申候

卯ノ十二月九日

深田民部

吉田鞆負殿

右ノ通林十郎左衛門殿江申遣候

深田民部と一緒に京都に調査に行った吉田鞆負を蔵本の林十郎左衛門の所へ民部の書付とともに遣わした。その目的は筑前国背振山の神社が近年は(福岡藩が)弁財天を祀っていることを占部兼連の印で証明してもらうために、その

仲介役として万里ノ大納言に依頼し、その通りになればお札に銀十枚を出してもらうようにと、蔵本の林十郎左衛門に御願いするというものであった。このように深田民部は背振山弁財天が福岡藩の所有であることを吉田家のお墨付に依って証明しようと試みる。これが首尾よくいったかどうかは福岡藩側の史料がないため定かではない。

ここで「益軒日記」と「民部日記」を付き合わせてみると益軒を含む福岡藩の意図が読み取れる。貞享四年五月二日より三日間益軒は背振山の件で「公所」に行く。そして、五月六日には深田民部は藩命で神崎へ、十六日は中国地方へ、十一月は京都へ行く。この決定は前述の五月二日より三日間の会議で決定したと考えられる。福岡藩では幕府提訴に向けて貞享四年より証拠集めを行っている可能性は否めない。

## おわりに

この脊振弁財嶽国境争論は、藩が関与した国・藩境争論としての性格を強く持つ。それゆえ藩の領主の意向が色濃く出た争論と考える。しかし、その根源のひとつには幕府の国絵図作成提出があった。国絵図作成においては、杉本氏もいうように国絵図作成は「幕府の明確な全国政権としての自覚のもとに全国的な土地掌握と自己の支配の領有権の拡充を意図したもの」<sup>(35)</sup>と考えられる。つまり、それは幕藩領主の意向であった。その支配力の誇示のために藩の領域認識は高まったと考える。

この争論において両藩は論所における実態的支配を明確にするためにその根拠を歴史的支配に求めた。それが寄進等が記載された両藩の伝統的な由緒などの収集である。福岡藩に存在する地誌の中には「筑前国背振山」と書かれていたと思われる<sup>(36)</sup>。また、後年、佐賀藩で書かれたものにおいても歴史的な書物の中には「筑前国背振山」と書かれていた。例えば前述の糸山貞幹の「肥前國官社記」には、「南朝記ニ天授元年今川了俊大内義弘筑前国世振山ニ陣ス」や「茶湯記ニ建仁寺ノ千光母尾ノ明恵同船シテ入唐シケルガ同時ニ帰朝其時茶ノ種ヲ持帰リテ筑前国背振山ニ植エテ岩上茶ト云ウ」ように「筑前国背振山」と記載された資料が収集されていた。貝原益軒もまた背振山を含む論所を福岡藩の領地と考えていたことは前述の「肥前國官社記」に「貝原篤信曰背振山ノ社ハ筑前国早良郡板屋村ノ西南ニアリ國中第一の高山ナリ神社ハ尤高キ処ニアリ…」と書かれていることからその可能性はあるだろう。このような状況の中、公儀の裁許に勝つために一般的に著名な書物に「筑前国背振山」と記載されたものが必要であると福岡藩側では考え、益軒は江戸・京都でそれを探したと思われる。深田民部もまた藩命で幕府の後ろ盾のある吉田家との関わり

り（お墨付き）を求めた。この両者による調査の成果は資料上確認することはできないが上記の経過のうち次の二つの可能性は否定できない。まず、この争論の発端が隣接する板屋村と久保山村の百姓の土地争いからではないという可能性と、福岡藩の幕府提訴の意志は佐賀藩に通達した元禄四年より遅くとも四年前からであり、その頃より既に福岡藩側では提訴の準備が始まっていたのではないかという可能性である。

また論所の当時の実態について検証してみると、前掲史料<sup>(37)</sup>からも隣接する百姓同士は顔見知りで挨拶などしている。つまり、古来より両村百姓にとってはもともとはっきりした境界線などはなかった<sup>(38)</sup>と考える。だからこそ両村による炭焼きが行われていたのであった。元来、山や海は様々な用益があり生業や権益と深く結びついているため隣接する村では共同用益権などが発生している場合も多く一概にこの争論において経済的用益はないとはいえないが、この二重平の炭焼きが当該時両藩にとって他の近世の国・藩境争論に見られるような争論の原因となるほどの経済的用益<sup>(39)</sup>になっていたと想定することは難しい。

このように、この脊振弁財嶽国境争論は、両藩の実態的関与にもかかわらず百姓公事として幕府に提訴するという近世一般の訴訟形式をとってはいるものの、経済的用益が原因となる近世初期の一般的な国・藩境争論の事例とは異なる特殊な争論と考える。つまり、それは近世領主としての本質的な部分の表れではないかと考える。領主の所領意識と支配力の誇示である。近世に入り領主としての支配期間が長期化すると領地に対する領主の認識は徳川政権発足時の拝領地としての認識とは少なからず変化し所領意識は強まってきたと考える。すなわち戦国期に比べこの時期においては幕府及び領主の領域認識が高まったと考える。そのような中、境界線が曖昧であったこの論所に上記のような領主の意向が強く作用し百姓を巻き込んだ国・藩境争論となっていたと考えられる。つまり、この争論は本質的には福岡藩（領主）の意向が反映した藩境争論であった。

また、福岡藩は元禄絵図作成に前後して解決すべき境界争論をいくつか抱え込んでいた。例えば、筑前遠賀郡中原村と豊前企救郡中原村の境（境川・堂カ峯）、筑前遠賀郡大蔵村枝村田代村と豊前企救郡田代村の境（柿子坂）、筑前嘉麻郡鹿毛馬村と豊前田河郡糸田村の境（烏尾峠）、筑前嘉麻郡上山田村と豊前田河郡猪膝村の境（大王山・茶臼山）、筑前上座郡小石原村と豊前田河郡落合村の境（切株峠）、筑前上座郡志波村と筑後生葉郡小江村の境（筑後川）の六ヶ所であった<sup>(40)</sup>。以上の論地は幕府評定所に提出することなく内談で解決した。しかし、脊振弁財嶽国境争論と同じように福岡藩と佐賀藩の国境争論で幕府評定所の裁定を受けたものがある。それは、脊振弁財嶽国境争論が解決して三年

後の元禄九年(1696)、筑前那珂郡五箇山村の枝村であった大野村と肥前神埼郡小川内村の国境で争論が起きた。解決したのは元禄十三年(1700)であった。これらの論所に対する藩(領主)の「国境」認識については今後改めて検討したい。

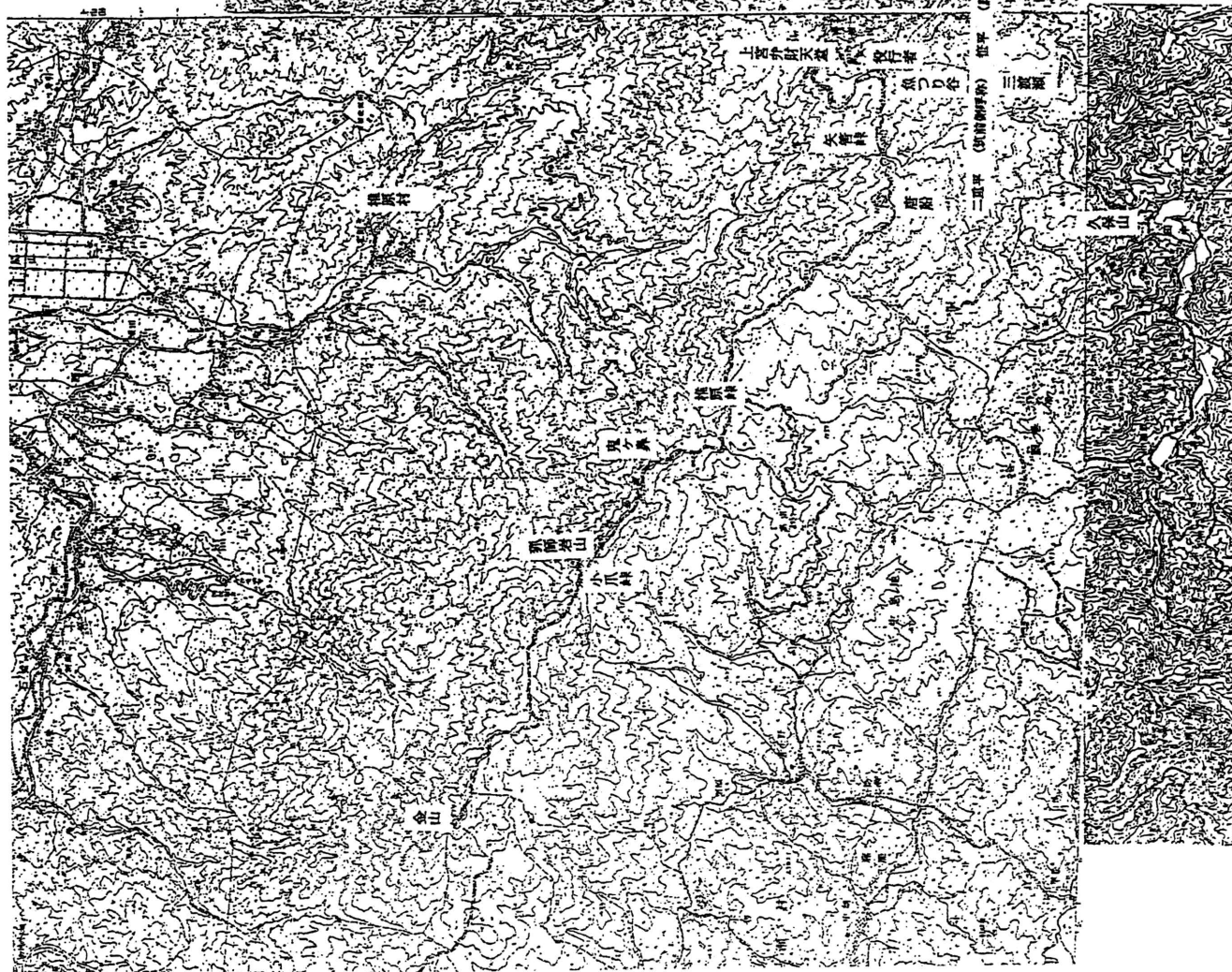
## 註

- (1) 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(朝尾直弘他編『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年、一七四頁)。
- (2) 藤木久志「境界の裁定者：山野河海の紛争解決」(朝尾直弘他編『日本の社会史 第二巻境界領域と交通』岩波書店、一九八七年)二二六頁～二二七頁。
- (3) 杉本史子「領域支配の展開と近世」山川出版、一九九九年、序章、第四章。
- (4) 近世の国境争論についての解釈においては次ぎの様な先行研究がある。例えば、丹羽邦男氏は、「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(朝尾直弘他編『日本の社会史 第2巻境界領域と交通』岩波書店、一九八七年、一八二頁)の中で、「宇和島・土佐藩の沖の島・篠山をめぐる藩境争論」は、幕府の姿勢に転換が生じている事を示しているとした。まず幕府老中松平信綱・同阿部豊後守忠明は領主山内忠義の名での幕府への直訴を却下し、明暦二年、宇和島領沖の島庄屋および、万治元年宇和島領笹山権現神主による提訴を受理した。つまり幕府はこの争論を大名間の争いではなく所領を異にする村と村の争いと捉え、その上で幕府は仲裁的立場を捨て、検使を派遣して、実地見分の上裁決を下し、公儀の土地をめぐる公儀の百姓の争いに対して公儀が裁定するという幕藩体制の原則が明らかにされたとした。杉本史子氏は「領域支配の展開と近世」(山川出版、一九九九年、一八頁～一九頁、第三章)中で先の「宇和島・土佐藩の沖の島・篠山をめぐる藩境争論」を取り上げ、土佐藩の山内忠義が領主の提訴による「直公事」を願ったが、老中松平伊豆守信綱よりこのような境論を「直公事」とすることは御法度の御大法として、「百姓公事」とさせられたとしている。松平信綱は「台徳院様以来、ヶ様之儀、直公事ニハ不成候間、百姓ノ公事ニ被成可然」と言い、秀忠以来この様な公事は「直公事」ではなく「百姓公事」にする原則だと言ったと述べてた。高木昭作氏は『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年、三七頁～四一頁)の中で次の三つの国境争論を取り上げこれらは百姓を表にたてた藩相互の争いと解釈した。それらの争論は①信越国境争論 寛文一〇(一六七〇)年～延宝二(一六七四)年、魚沼郡羽倉村、水内郡森村(越後高田松平光長二十万石・信濃飯山松平忠俱四万石)、②会越国境争論 寛永一九(一六四二)年～正保三(一六四六)年、会津郡伊南伊北・魚沼郡(会津加藤嘉明四〇万石・松平光長二六万石)、③予土国境争論 正保三(一六四六)年～万治二(一六五九)年、沖の島(宿毛史冲)(宇和島伊達宗利七万石・高知山内忠義二〇万石)であった。杉本史子氏は前述の著書の中で、先の三つの国境争論を高木昭作氏は百姓を表に立てた藩相互の争いであると理解し、藩による上訴の抑止と「地頭は替わる者、百姓は末代」という文言を原告側の藩の相手側の藩に対する言い訳であると捉えているとしている。大森映子氏は「元禄期に於ける備讃国境争論」(『史艸』第二三号、日本女子大学史学研究会、一九八二年、二五頁～二六頁)の中で備前・讃岐両国の国境に位置する島のひとつ、石島(井島)をめぐる争論で、「他領他支配に関する訴えは、原則として幕府評定所一座の合議裁判」が適用されたとした。
- (5) 佐賀藩と福岡藩の国・藩境争論で論所となったのは背振山を含む南斜面一帯で二重平(福岡藩側呼称)・笹平(佐賀藩側呼称)であった。この論争は、天和三(一六八三)年の勃発から元禄六(一

- 六九三)年の解決まで十年を要した。元禄五年に百姓公事として福岡藩より提訴され、元禄六年の幕府による裁定は佐賀藩の勝訴であった。その争論の時期は五代將軍徳川綱吉の時代、福岡藩主は黒田綱政、佐賀藩主は鍋島光茂の治世下であった。また、背振山は標高一、〇五五メートルで福岡市早良区と佐賀県神埼郡脊振村との境にあり、頂上には上宮弁財天が祭られている。この山の名称の書き方であるが、『角川地名大辞典』(竹内理三編『角川日本地名辞典4 1 佐賀県』角川書店、一九六二年)によれば「脊振山」は「脊振山」とも書き「背」と「脊」の字が両用されるとある。今は、山の名は一応常用漢字を用いて「背振山」となっている。しかし、南側山腹の村の名は「脊振村」「東脊振村」である。『平凡社日本歴史地名大系』(平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系41福岡県の地名』平凡社、二〇〇二年。同編『同42佐賀県の地名』同社、一九九三年)においても、佐賀県脊振村及び東脊振村の時のみ「脊」を使い通常は「背」を使用している。このような経緯で本論においては、地名における「脊振村」「東脊振村」は「脊」を用い、また本論のタイトルである「脊振弁財嶽国境争論」も秀村選三編『筑肥国境脊振山争論文書』に準じ「脊」を用いた。それ以外は全て「背」で表記した(但し、参考文献及び引用史料の場合はその通りに表記した)。
- (6) 拙稿『地域信仰と領域認識 一脊振弁財嶽国境争論にみる背振山信仰と鍋島氏一』(九州大学比較社会文化学府修士論文、2006年)第二章に、年代的に類似した国・藩境争論を取り上げ、その原因が経済的用途にあったことを述べている。
  - (7) この国境争論の一部始終について、佐賀藩は詳細な記録を作成した。五代藩主鍋島宗茂治世下の享保十九(一七三四)年に藩士實松林右衛門が稿了したものを聖堂蔵書係りの山口寿八・大塚勘右衛門・土肥弥三郎の三人が整理した(『脊振村史 別冊』、三七〇頁)。附録を併せて全部で十四冊に及び題して『肥前背振辨財嶽境論御記録・附録』という。現在佐賀県立図書館に収蔵されている(以下「御記録・附録」と略記)。
  - (8) 「寛元事記」(『鍋島家文庫』[鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託]所収、なお本章にて使用する史料は、特に注記する場合を除き同文庫所収)。「光茂公譜考補地取」(『鍋島家文庫』[鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託]所収)、なお「寛元事記」及び「光茂公譜考補地取」は『佐賀県近世史料 第一編第三巻』に活字史料として翻刻されている(以下「光茂公譜考補地取」は「光茂公譜」と略記)。
  - (9) 「黒田新統家譜卷之十一」(『平野良助旧蔵及寄贈、福岡県文化会館所蔵』<川添昭二校訂『新訂黒田家譜』第三巻、文献出版、一九八四年>) (以下「黒田新統家譜」と略記)。
  - (10) 「馬奈木文書」は「脇山庄屋馬奈木次兵衛記録」と呼ばれ、筑前脇山大庄屋であった馬奈木次兵衛の記録であり、現在、福岡市早良区馬奈木治六家所蔵である。この「馬奈木文書」の編纂者は不詳である。この文書の内容は筑肥両当事者間の発受信、福岡藩とのやり取り、私人または、百姓代表から庄屋への情報等多岐に渡っている。それらが脇山村庄屋の次兵衛の処に収納されていたものを後年誰かによって整理・編集・製本されたものと考えられる。文書は三部から成っており、二部が天和年間からの背振山をめぐる紛争の実情を記しており、これは元禄元年末までとなっている。残りの一部は幕府への提訴状である。そして、この背振山争論文書三冊を『筑肥国境脊振山争論文書』として秀村選三氏が監修された(以下「馬奈木文書」と略記)。
  - (11) 「馬奈木文書」より「脇山村庄屋馬奈木次兵衛門口上覚」。
  - (12) 「御記録・附録」、「光茂公譜」。
  - (13) 「馬奈木文書」の中の「脇山村次兵衛申上ル口上覚」でこの文書には日付がないが次ぎに書かれている文書の日付が貞享三年寅ノ六月であるので前出の文書はその年かそれ以前と考えられる。内容は福岡藩の博労が十三年以前佐賀藩久保山村に馬を壱疋買に行った時に久保山村の親子に話した事には、国の損耗の折り、近年二重平を開くと話して帰って来たことを庄屋に伝える。
  - (14) 鎌倉時代、背振山信仰における背振山は肥筑一山組織で組織で

- 運営され水上本坊(中宮)、上宮本坊の政所職が肥前側にあっただけでなく、脇山に現地支配機関として、「政所」を置き、背振山上宮東門寺はこれら脇山院の直接支配を行っていた。戦国時代以前は背振山は上宮を東門寺、中宮を霊仙寺、下宮を積翠寺と総称していた(拙稿前掲第一章)。
- (15) しかし、戦国期になると寺領は没収され、荘園制の崩壊とともに戦火にまみれ衰微していく(拙稿前掲第一章)。
- (16) 「御記録・附録」、「寛元事記」。
- (17) 『背振村史』三八〇頁。
- (18) 「修学院文書」は背振山信仰の肥前国側に存在するかつての下宮であった修学院に残された文書で現在天台宗寺院野口順道氏所蔵。全115点の内、文書31点を『佐賀県史料集成第五巻』に所収し、「修学院文書」と呼称している。中・近世の背振山信仰に関する基本史料の一つといえよう。
- (19) 「御記録・附録」、「寛元事記」。
- (20) 杉本史子「国絵図」(朝尾直弘他編集『岩波講座 日本通史』第12巻近世2、岩波書店、一九九四年)三一四頁。
- (21) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院、一九八四年、一頁。
- (22) 『徳川実紀』所載より論地見分使節を拾い上げた、塚本学『小さな歴史と大きな歴史』(吉川弘文館、一九九三年、二〇九頁)を見れば藩・国境争論は寛文年間と元禄年間が多い。しかし、寛文期と元禄期は期間が長いので、西暦で区分し対象地が隣接する藩・国に限って数をみると①一六五一年～一六六〇年は二件、②一六六一年～一六七〇年は七件、③一六七一年～一六八〇年は二件、④一六八一年～一六九〇年は二件、⑤一六九一年～一七〇〇年は三件、⑥一七〇一年～一七一〇年は三件、⑦一七一一～一七二〇年は〇件となっている。やはり②の一六六一年～一六七〇年の寛文元年から寛文九年までの十年間が一番多くて七件である。また⑤一六九一年～一七〇〇年と⑥の一七〇一年～一七一〇年はが三件である。これは元禄四年から元禄十三年と元禄十四年から宝永七年が三件となっている。これらの間を詳細にみれば一六九六年より一七〇五年が四件となる。元禄八年から宝永二年までが一番多いのである。つまり争論が頻発するのは正保の国絵図の後と元禄の国絵図の前後となる。
- (23) 川村博忠「元禄国絵図の調製と国境整備」(『歴史地理学紀要』一七、歴史地理学会、一九七五年)六二頁～六五頁。
- (24) 「肥前國官社記」は糸山貞幹が編纂したもので編纂時期は不明。引用したそれらの原文書は現在確認出来ないが様々な地誌を典拠としている。佐賀県立図書館蔵(図700)。糸山貞幹は天保二年佐賀藩新北村に生まれ、佐賀藩における国学の権威者。大正八年八十九才で没す。
- (25) 「肥前國官社記下」。
- (26) 背振山信仰は平安後期頃には本社御寶殿他多くの施設を有していた。中世の背振山は筑前・肥前一山組織で運営され、山腹から山麓にかけて多数の坊があった。所領は肥前側は神崎を中心に、筑前側は早良郡を中心に広がっていて、遠くは筑後まで及んでいた(拙稿前掲第一章)。
- (27) 竹内理三『九州史料叢書七 益軒資料二』九州史料刊行会、一九五六年)によれば、(益軒史料第二集トシテ故大壽氏所蔵「延宝七年記」(仮称)及び貝原家所蔵「日記五号」・「日記六号」・「玩古目録」を収集シタ。)となっていて、「日記五号」は、貞享元年より四年まで(五十五歳～五十八歳)の日記で墨付三十枚からなる。「日記六号」は、元禄元年より五年(五十九歳～六十三歳)の日記で墨付五十七枚からなる(以下「益軒日記」と略記)。
- (28) 「益軒日記」。
- (29) 「益軒日記」。
- (30) 「貞享四年ヨリ元禄五年迄、背振山上宮出入ニ付、深田民部京・江戸其外所々ニ被差立候往来日記写」山崎文書(青柳種信関係資料1907)、書冊、写本。写本者深田遠江守千貫、文政二年閏四月。福岡市立博物館所蔵(以下「民部日記」と略記)。
- (31) 「民部日記」。
- (32) 『宗像市史 通史編 第二巻 古代・中世・近世』(宗像市、一九九九年)五八八頁～五九〇頁。
- (33) 拙稿前掲第三章。
- (34) 「民部日記」。
- (35) 杉本前掲書、註(19)、三一四頁。
- (36) 例えば、現在福岡市博物館に所収されている「結城文書」と呼ばれている文書はその文書の巻子の表紙の外題に「筑前国早良郡背振山東門寺古証文」とあるため「筑前国早良郡背振山東門寺古証文」とも呼ばれている(拙稿前掲第一章)。
- (37) 註(11)前掲史料。
- (38) 服部英雄「元禄の筑前・肥前国境争論地」(『地方史ふくおか』通巻第135号、二〇〇七年、福史連)で服部英雄氏は「係争地は两国両村の共同利益権があったと考える」と述べている。
- (39) 拙稿前掲第二章。
- (40) 「黒田新統家譜」と川村博忠「元禄国絵図の調製と国境整備」(『歴史地理学紀要』一七、歴史地理学会、一九七五年)六二頁。

国土地理院発行  
25,000分の1 地形図を使用



# The Boundary Recognition of the Feudal Lord in the *Edo* Era: A Case Study on the “*Sefribenzaidake* Boundary Dispute” between *Kuroda* and *Nabeshima*

Yuriko TANAKA

This paper clarifies the boundary recognition of a feudal lord in the early modern feudal era through an examination of the “*Sefribenzaidake* Boundary Dispute”. It was a dispute over the feudal territory between the *Fukuoka* feudal clan and the *Saga* feudal clan. The Shogunate judged in favor of the *Saga* feudal clan.

According to the precedent studies, the Shogunate forbade feudal lords to become plaintiffs in suits over boundary disputes in the early days of the *Edo* era. In other words, the Shogunate restricted land disputes to farmers' suits. Such “farmer suits” became a general form of boundary dispute among the feudal clans through the early modern times.

It has been said that conflict among the farmers in adjacent villages caused the “*Sefribenzaidake* Boundary Dispute”. However, I made clear through analyses of historical documents that it was not the farmers but the *Fukuoka* feudal clan which began the boundary dispute. Most boundary disputes among the feudal clans in the early period of the *Edo* era were over economic benefits. However, there were no economic issues in the “*Sefribenzaidake* Boundary Dispute”. Thus, this dispute is different from those of the early period of the *Edo* era.

This boundary dispute signifies how the feudal lord of the *Fukuoka* feudal clan recognized the clan's boundaries. For instance, feudal lords recognized that they were just in charge of lands of the Shogunate to look after them in the early days of the *Edo* era. However, as feudal lords ruled longer, they came to have a stronger desire to possess those lands. Therefore, the *Fukuoka* feudal clan made use of farmers to appeal the boundary dispute to the Shogunate.

I conclude that the “*Sefribenzaidake* Boundary Dispute” essentially reflected the intention of the feudal lord of the *Fukuoka* feudal clan.